消費者問題ニュース

CONTENTS / 2014.1　No.157

リポート…… 1
内閣府消費者委員会委員就任の挨拶／集団的消費者被害回復訴訟制度が成立しました！／公益通報者保護制度に関する意見書－消費者庁の「公益通報者保護制度に関する実態調査報告書」を受けて－／第１回「津谷裕貴・消費者法学術実践賞」の受賞者決まる／津谷裕貴弁護士刺殺事件，国賠提訴へ
事件情報…… 6
岡三証券の仕組債の販売について適合性原則違反を認めた判決／住友生命の「新教育保険」の不当勧誘事案について，実損害全額を回復した和解事例／三井住友銀行の高齢者に対する投資信託の販売について適合性原則違反を認めた判決／カンボジアの農地使用権の売買につき，劇場型勧誘による組織的な詐欺であるとした判決
文献・催事紹介…… 8

リポート

内閣府消費者委員会委員就任の挨拶

1　はじめに

2013年９月，第３期の内閣府消費者委員会委員に就任しました。折しも，規制改革が政府の重要政策となっており，消費者分野は難しい局面を迎えております。同年６月５日には規制改革会議が答申をまとめ（「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」），これを受けて６月14日には「規制改革実施計画」が閣議決定されています。

振り返りますと，2002年６月に日弁連消費者問題対策委員会委員長に就任した時には，小泉政権による構造改革が行われており，消費者分野にも次々と規制緩和の影響が及びました。消費者保護基本法も，「消費者の自立に関する基本法」という内容になりかねない状況でした。

しかし，その後，福田内閣の下で消費者庁構想が練り上げられ，「安心・安全な市場」「良質な市場」を謳い上げた「消費者行政推進基本計画」が閣議決定され，麻生内閣の下で消費者庁と消費者委員会が発足しました。

2　再び規制改革の時代へ

それから，２度の政権交代を経て，再び規制改革が重要政策と位置付けられています。

今回の規制改革の内容を見ますと，金融分野等の取引分野だけではなく，健康・医療という安全分野にも及ぶ広範囲なものです。また，規制改革は，規制改革会議だけで議論されているのではなく，日本経済再生本部に置かれた産業競争力会議，そして経済財政諮問会議においても，規制改革のため規制改革会議と連携しています。まさに重点政策です。

このような状況下での消費者委員会の活動をどう考えるか，というのが直面した課題です。私としては，消費者問題の各分野に続々と重要課題が生じることが想定される状況下では，各分野の取組みの成果をどう速やかに集約して検討する態勢を構築できるかが重要だと考えています。その意味で，日弁連消費者問題対策委員会での各部会の活動，各地弁護士会の取組み実績，全国の消費者団体の活動成果は，たいへん貴重なものであり，その活動成果をいち早く内閣府の消費者委員会にも提供いただきたいと思います。このような連携は，消費者委員会が意見をまとめる際の内容の充実のためだけでなく，その推進力にも大いに影響すると考えています。

3　商品取引の電話・訪問勧誘の解禁問題

そうした中，まず規制改革問題で登場したのが，総合取引所における商品先物取引の電話・訪問勧誘の解禁問題です。商品先物取引被害は1960年代から社会問題となり，取組みには長い歴史があります。日弁連や各地弁護士会，先物取引被害全国研究会等の長年の取組みによって，勧誘や取引の違法性を指摘する判決が集積し，国会で被害防止策の審議が繰り返され，ようやく2011年から電話・訪問勧誘の禁止（不招請勧誘の禁止）の規制が施行され，沈静化したものです。それにもかかわらず，「市場活性化」「業者の利便性」などのために，電話・訪問による勧誘を解禁すると，かつての商品取引被害が多発することは明らかです。そこで，消費者委員会は，2013年11月12日付けで，不招請勧誘禁止規制を緩和すべきではない旨の意見書を取りまとめた次第です。これに前後して，各地で危機意識が高まり，日弁連，各地弁護士会の会長声明，消費者団体の反対意見が，続々と消費者委員会に送られてきました。消費者委員会は，全国からの意見や要望に推進力をいただいて進んでいきます。どうぞよろしくお願いします。

石戸谷豊（横浜）

リポート

集団的消費者被害回復訴訟制度が成立しました！

2013年12月４日，「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（集団的消費者被害回復訴訟制度法案）が参議院本会議にて可決され成立しました。集団的消費者被害回復訴訟制度（以下「新制度」といいます。）は，これまで必ずしも十分な被害回復がなされてこなかった消費者被害の実効的救済に資するものとして，長らくその導入の必要性が訴えられてきたものです。今回の法案は2013年に先の通常国会に提出されたものの衆議院段階で審議未了により継続審議となり，秋の臨時国会においても特定秘密保護法案の審議のあおりを受けてその成立が危ぶまれましたが，関係者各位のご尽力により会期末直前にようやく成立するに至りました。「新制度」の内容には不十分な点も見受けられますが，その導入自体は，我が国の消費者問題の歴史の中においても極めて画期的なものとして，高く評価できるものです。本稿では，新法の内容に基づき，その概要をご紹介します。

1　本制度の概要

消費者被害は同種被害が多数発生することが多いものの，個々の被害は比較的低額なものにとどまることが多く，また消費者側に情報力や交渉力が不足しているために消費者が被害回復を求めて権利行使をすることは必ずしも容易ではありません。

「新制度」は，このような実情を踏まえて手続を二段階に分け，まず特定適格消費者団体（適格消費者団体のうち消費者被害の救済を適正に遂行できる体制や能力，経理的基礎等も備えていると特に認定された団体）が提起した訴えに基づいて「事業者の共通義務」（いわゆる「共通争点」。例えば，ある事業者が消費者契約法に反する過大な違約金を徴収していた事例において，当該条項が無効であるがゆえに負うべき違約金返還義務等。）の有無を先行して審理し，裁判所が確定的な判断を下します（１段階目の手続，共通義務確認訴訟）。その後，事業者に共通義務があるとされた場合には，対象消費者に対する通知公告を行って手続への参加を募り，個々の対象消費者の請求権につき個別事情を審理して確定させるというものです（２段階目の手続，債権確定手続）。この結果，被害者は共通争点に関する確定的判断が出た後に手続に参加可能となり，その権利行使が現在よりも容易になるものと見込まれています。

2　制度の対象

「新制度」による救済対象となるのは，消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害において事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって，以下に紹介する４類型です。ただし，救済対象は原則として新法施行日（公布から３年以内）以降に締結された消費者契約に関して生じた金銭の支払義務に限られます。

①消費者契約に基づく履行請求

具体的には，投資契約等において事業者が約定通りの配当履行をしない事案などが対象として想定されます。

②不当利得に基づく請求

具体的には，契約が無効もしくは取り消されうるものであることを理由に消費者が支払代金等の返還を求めるような事案が対象となります。

③契約上の債務不履行もしくは瑕疵担保責任による損害賠償請求

具体的には，見本写真と大きく異なったおせち料理を顧客に提供して社会問題化した事案のように，一定範囲の顧客に対して共通した債務不履行をしたような事案や工業製品等の同一規格品に同種の瑕疵があったような事案が対象となります。

④不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求

本類型は不法行為事案一般ではなく，被告事業者との間に直接の契約関係があり，かつ民法上の不法行為に基づく事案に限定されています。その結果，未公開株詐欺商法のような組織的悪質商法が典型的な対象となり，PL法等の特別法上の責任に基づく損害賠償請求権は基本的に救済対象となりません。

なお，③及び④の類型の請求においては，いわゆる拡大損害（逸失利益，人身損害や慰謝料等）については救済対象から除外されています。

3　おわりに

「新制度」に対しては，濫用のおそれがあって企業の競争力を損なう等といった批判が制度設計段階から根強くなされ，法案の閣議決定前の与党審査や国会審議でも濫訴の懸念からの修正がなされる等しています。しかしながら，「新制度」は，対象事案の範囲は必ずしも広くなく，また通知公告費用といった特定適格消費者団体の負担が重い面もあり，およそ濫訴のおそれなど想定し得ないものです。むしろ，新法施行までの３年間において，「新制度」が効果的に活用されうるようにするために，訴えの提起を阻害しないような政令や裁判所規則，ガイドラインの制定を含めた適切な実務運用の確立及び適格消費者団体への財政面や情報面等での支援の拡充をはかるとともに，消費者が「新制度」の存在を認知させる十分な広報を行っていくことが必要です。

不十分な点もある「新制度」ですが，消費者被害救済のための画期的な制度であることは間違いがありません。消費者問題に携わる全ての人々の知恵と努力によって「新制度」ができる限り活用され，消費者被害が少しでも多く救済されるとともに被害の発生をも防止されることが大いに期待されています。

消費者契約法部会
大高友一（大阪）

リポート

公益通報者保護制度に関する意見書

ー消費者庁の「公益通報者保護制度に関する実態調査報告書」を受けてー

当連合会は，2013年11月21日，標記意見書を発表しました。これは，消費者庁が同年６月25日公表した標記実態調査報告書（以下「本報告書」という。）に対応し，当連合会の意見を述べたものです。

意見書の要旨は，以下のとおりです。

1　実態調査に至る経緯

公益通報者保護法（2006年４月１日施行。以下「保護法」という。）は，附則２条において施行後５年を目途に施行状況について検討を加え，その結果に基づき必要な措置を講ずる旨が定められ，衆参内閣委員会附帯決議で，「附則２条に基づく見直しは，通報対象事実の範囲，外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと」とされています。立法過程において，保護要件が重きに過ぎ，むしろ公益通報を萎縮させるとの批判が強かったからです。これを受けて2009年12月に内閣府消費者委員会に設置された公益通報者保護専門調査会のとりまとめ（2011年２月）では，政府に対し，法の周知，運用の充実及び法や通報制度の実態調査，法改正を必要とする課題の有無等を把握し，法改正によって見直すべき課題がある場合は，真摯に検討すべきこと等を求めましたが，法改正については要否の両論併記に止まっておりました。

内閣府消費者委員会は，同年３月，消費者庁に対し，「①労働相談窓口，労働委員会，裁判所，弁護士会，行政機関，マスコミ，公益通報事案の当事者から，労働相談・労働紛争・労働裁判等の中に存在する公益通報に関連する紛争の実情･実態を調査し，傾向・問題点を洗い出すこと。②また，公益通報者保護の法制度の周知が進まない原因をさらに調査探索すること。」と具体的に調査の内容・観点を指摘し，保護法や通報処理制度の十分な実態調査を求めました。まさに上記附則及び附帯決議に示された法改正の要否と内容の検討に資する調査を求める趣旨でした。

他方，当連合会は，2011年２月18日，「公益通報者保護法の見直しに関する意見書」（以下「日弁連意見書」という。）を消費者庁及び消費者委員会に提出し，改正すべき点を具体的に指摘しています。

2　本報告書の問題点

本報告書は，かかる経緯で行われた調査結果の取りまとめとされるものでしたが，以下のとおり問題があります。

(1)　法改正の視点を欠いた実態調査

本報告書は，今回の調査の趣旨を「制度の実効性の向上，運用の更なる充実及び効果的な普及啓発等に向けた検討に資すること」とし，そもそも法改正の視点を欠くものでした。そのため，調査内容も制度の普及に関するものや事業者における内部通報制度の導入等の取組みが中心で，調査結果のとりまとめでも，通報者の範囲及び通報対象事実の範囲が限定され，外部通報の要件が厳しいこと等，保護法自体の問題点には踏み込んでいません。

(2)　不十分な調査結果の掘り下げ

調査結果においては，通報者の抱える大きな不安の存在や，実際に不利益な取扱いや嫌がらせを受けた事例の存在が窺えますが，要因の分析はなされておらず，問題意識が浮かび上がってきません。現行制度では公益通報を萎縮させているとの懸念を窺わせる調査結果があるにもかかわらず，保護法自体の問題について検討がなされていないのです。

制度の周知や相談窓口，通報の仕組み作りが遅れている実態も，保護法上の保護要件や保護内容が限定されていることに原因があるのではないかとの視点も見当たりません。また，保護法制定による社会の変化が感じられていない実態を踏まえた分析もなされていません。

3　本報告書から確認できる保護法の問題点と必要な措置

本報告書の調査結果を掘り下げることで，法改正の必要性が裏付けられる事実も確認できます。法改正のための追加調査を行うべきです。

(1)　調査結果中には，通報後に受けた不利益の内容等が列挙されています。公益通報者に対する不利益取扱い禁止（法第５条）を実効あるものとするための法改正の検討が必要です。

(2)　民事責任・刑事責任の追及をおそれて通報を断念する事例等が存在します。民事上・刑事上の責任追及から通報者を保護するための法改正の検討が必要です。

(3)　行政機関が適時に十分対応できていない事例が窺えます。行政機関の通報処理に関する規定の導入や消費者庁自身を行政機関への通報窓口とする旨の法改正の検討が必要です。

4　消費者庁に求める施策

保護法施行後も，公益通報により被害の防止あるいは再発防止が図られることが期待される出来事が生じています。消費者庁においては，早急に，法改正の視点から，追加調査や実態の分析を行い，改めて法改正に向けて取りまとめを行い，保護法改正に取り組むべきです。

当連合会は，前記日弁連意見書で求めた保護法改正を求めていますが，特に，不利益取扱いの禁止違反に対する罰則の導入，民事上・刑事上の責任追及から公益通報者を保護する制度の導入，通報を受け付けた行政機関の通報処理についての規定の導入，そして，保護法附則２条及び附帯決議で求められている通報対象事実の範囲，外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討について，早急にこれを進めるよう求めます。

PL・情報公開部会
副委員長　菅聡一郎（大阪）

リポート

第１回「津谷裕貴・消費者法学術実践賞」の受賞者決まる

1　はじめに

当委員会の元委員長である津谷裕貴弁護士が凶刃に倒れ，亡くなられてから，早いもので，丸３年が経過しました。

津谷さんは，弁護士として自らも消費者被害救済のための実践活動に精励されただけでなく，不招請勧誘に関する研究を含め，数々の論文も公表するなど学問的活動においても大きな貢献をされてきました。その意味でも，志半ばで帰らぬ人となったことは，津谷さんにとり，とても無念であったことでしょう。

津谷さんと親交の深かった人の間では，このような思いは共通のものであり，葬儀の後，参列者の間で津谷さんの功績を後世に遺すよい方法はないだろうかということが話題になり，幾つかの案が提案されました。その一つが津谷さんの追悼論文集を出版することでしたが，こちらは『消費者取引と法―津谷裕貴弁護士追悼論文集』としてまとめられ，一周忌（2011年11月４日）には，㈱民事法研究会から発刊され，墓前に奉呈することができました。

2　津谷賞の創設

また，松本恒雄一橋大学大学院法学研究科教授（現国民生活センター理事長）から，津谷さんの名前を冠した賞，例えば「津谷賞」を授与する制度を創設し，消費者法の発展や消費者問題の解決に功績のあった人，特に若手の研究者や活動家を中心に表彰することにしたらどうだろうか，という発案もあり，これがきっかけとなって「津谷賞」の創設を具体化することになったものです。しかし，追悼論文集は一周忌までには何としても完成させたいとの思いもありましたので，「津谷賞」については，論文集の発刊が完了してから具体的な制定の準備に入らざるをえませんでした。そして，2012年11月の三回忌の法要も無事に終わった後，運営資金の寄付の呼び掛けをはじめとして，創設準備のための活動を経て，2013年６月に「津谷裕貴・消費者法学術実践賞」（略称は「津谷賞」）の創設が決まり，同年11月１日に第１回目の受賞者が決定したものです。

津谷賞は，その運営規定により，津谷さんの「生前における消費者被害の根絶と消費者問題の解決並びに消費者法にかかる学問上の功績を後世に遺し，津谷さんの遺志を尊重・承継するために，消費者法の発展及び消費者被害の根絶，消費者問題の解決に寄与した者を顕彰するため」に創設されたことがその目的として規定されています。

この目的を実現するため，津谷賞は消費者法の学術面だけでなく，消費者問題における実践面でも立派な功績を上げた方を表彰し，賞を授与するものとなっています。受賞者は２年に一度，各方面の推薦等を踏まえて選考委員会で決定し，津谷さんの命日（11月４日）に近接した日に公表し，津谷さんの誕生日（３月21日）に近接した日に授与式を行うこととされています。

3　受賞者の紹介

(1)　第１回目の受賞者は，多数の推薦の中から選考委員会において慎重な検討を行った結果，学術賞として，大澤彩法政大学准教授（受賞対象は『不当条項規制の構造と展開』（2010年，有斐閣））と王冷然徳島大学准教授（受賞対象は『適合性原則と私法秩序』（2010年，信山社））の２名の研究者にそれぞれ授与されることになりました。

(2)　大澤准教授の著書は，わが国における不当条項規制に関する本格的な研究であり，また，これまでに研究の蓄積が少なかったフランスの濫用条項の規制に関する網羅的な検討がなされているなど，比較法的にも学術的価値が高い研究であること，著作後もこの分野をリードする研究成果をあげていることが受賞理由です。

(3)　また，王准教授の著書は，日米の学説・判例を丁寧に分析したうえで，投資にふさわしい能力や財産をもたない者の勧誘を禁止する「適合性原則」につき，投資不適格者を市場から「排除」するルールという従来の捉え方を否定し，その属性等に応じて「支援」するルールとして捉え直す非常に斬新で，意欲的な試みであることが受賞理由とされています。

(4)　実践賞には，適格消費者団体である「京都消費者契約ネットワーク」が選ばれました。同ネットワークは2001年12月に活動を開始し，今日に至るまで，消費者被害の防止と救済等のために極めて精力的に活動しており，特に差止請求権が法定される前から，不当な契約条項の使用の中止や不当勧誘の中止を求める申入れを多数行い，差止請求権の法定後は，旺盛なチャレンジ精神を存分に発揮して，不当条項，不当勧誘に係る困難な事案に果敢に取り組み，多くの差止請求訴訟を提起，遂行し，実践面に限らず消費者法の理論面でも先端的な法実践のフィールドを切り開いてきたパイオニアとしての活動が実践賞の受賞理由とされました。

(5)　また，津谷賞は，基本的には若手の研究者，消費者問題の活動家等にとって，将来の一層の活躍の励みにもなることも期待して授与することがその趣旨や目的の一つです。しかし，今回は津谷賞の創設の記念すべき第１回目であるこ

とから，過去の実践活動においてめざましい成果を上げてこられた櫛田寛一会員（大阪）に特別賞を授与することとなりました。

櫛田さんは，1985年頃以降，抵当証券被害の弁護団を複数立ち上げて代表に就任し，1991年以降，全国抵当証券問題研究会を創設され，そのリーダーとして長らく抵当証券問題に取り組み，その後も木津信抵当証券被害者弁護団，大和都市管財被害者弁護団の団長として，実践的な被害救済スキームを打ち立てることにより，困難な被害救済活動を成功裡に導いてきました。特に，大和都市管財事件では取引型消費者事件としては初めて国家賠償訴訟で勝訴するという顕著な成果をあげられました。

櫛田さんは，現在，難病と闘っておられますが，櫛田さんのこれまでの消費者被害救済への多大な貢献を表彰するだけでなく，難病に立ち向かう櫛田さんへの激励の思いも込められた特別賞の授与となっています。

4　授与式とシンポジウムの開催

第１回の津谷賞の授与式は，2014年３月27日㈭午後４時から東京都千代田区の主婦会館プラザエフ９階「スズラン」で行われることが予定されています。

今回は記念すべき第１回の津谷賞の授与式ですし，同時に「消費者に武器を!!―消費者主権の確立をめざして」と題して松江市で開かれた当連合会の人権擁護大会から25年であるばかりか，消費者六法の発刊及び消費者法ニュースの発刊からそれぞれ25周年に当たることから，これらを記念して，津谷賞の授与式の前に，同日午後１時30分から同じ会場で「消費者法25年の歩みと今後の展望―日本の消費者保護はどこまで進み，何を目指すか」と題して，この四半世紀の我が国の消費者法や消費者問題等を振り返り，将来の展望を議論するシンポジウムを開催することを予定しています。

シンポジウムでは，甲斐道太郎大阪市立大学名誉教授にご挨拶を頂き，松本恒雄国民生活センター理事長から「25年における消費者法の成果と課題」の基調報告に続き，池本誠司会員（埼玉）から「消費者私法を中心とした消費者保護立法」，石戸谷豊会員（横浜）から「消費者行政における成果と課題」，国府泰道当委員会委員長から「裁判手続の面を中心とした司法における成果と課題」，後藤巻則早稲田大学教授から「消費者法学の進展と展望」，吉岡和弘会員（仙台）から「立法に向けた運動論（過去の経験と今後の教訓）」についての報告の後，各報告者によるパネルディスカッションが予定されています。

第１回の記念すべき「津谷裕貴・消費者法学術実践賞」の授与式では，このようなイベントも準備しておりますので，授与式のみならず，シンポジウムへも皆様の多数のご参加をお願いします。

5　おわりに

最後になりますが，当委員会の委員，幹事にとどまらず，当連合会の会員の皆様，特に若手の会員の皆様も，消費者法や消費者問題における実践活動のみならず，学術分野についても研究の成果を上げ，津谷賞の授与の栄誉に浴してみませんか。

齋藤雅弘（東京）

リポート

津谷裕貴弁護士刺殺事件，国賠提訴へ

1　津谷裕貴元当委員会委員長が凶刃に倒れて３年が経とうとする2013年10月29日，全国各地の弁護士230人が代理人となり，津谷さんの奥様，ご子息３人，ご両親が原告，秋田県（秋田県警）と殺人犯の男を被告として秋田地裁に総額約２億2300万円の国家賠償等を求める訴えを提起しました。

2　この間の証拠保全では，次のような驚くべき事実が明らかになりました。奥様から「主人を殺すと男が言っています」との110番通報に対し，秋田県警・通信指令室は「んー何ヒロタカさん？」,「ご主人はいないのですか」などと間の抜けた応答に終始し，同指令室からの秋田中央署への第一報も「けんか・口論の110番です」,「訪ねてきた者が弁護士を殺すと言っている」などと，あたかも「訪ねて来た知人とけんか口論している」かのような誤った通報をしていました。さらに，現場に急行した機動捜査隊の警官は，対人防護服も警棒も持たず，警察官とも名乗らず，私服のまま「大丈夫ですか」と漫然現場に立ち入り，あろうことか，警官２人が津谷さんの両腕を持ち上げたため，犯人はその隙に乗じて植木ばさみを持ち出し，２人の警官の面前で津谷さんの胸と腹部を突き刺す行為を許したのです。

3　津谷さんの奥様は，記者会見の場で「110番さえしなければ夫は助かったのに。事件の真相究明をすることが，無念の思いでこの世を去った夫の供養になると思う。」とおっしゃいました。私達「故津谷裕貴弁護士の会」も，本件を「警察が国民の安全を守れるのかを問う訴訟」と位置づけ，事件の真相究明と国民のための警察組織の実現に尽力する所存です。皆様には，多くのカンパと代理人就任の要請に応えて頂きました。この場をお借りしてお礼申し上げるとともに，今後もご支援・ご協力をお願い致します。

「故津谷裕貴弁護士の会」
代表　吉岡和弘（仙台）

事件情報

大阪　岡三証券の仕組債の販売について適合性原則違反を認めた判決
（大阪地裁平成25年11月21日判決（被告側控訴））

1　本件は，73歳の一人暮らしの女性が，約２年間にわたり，仕組債である日経平均連動デジタル・クーポン債を13回，EB債を１回購入し，最初の４回は早期償還されましたが，その後の一連の取引によって損失を被ったものです。

2　判決は，各仕組債の具体的な商品特性につき，最大限元本全額の損失まであり得るもので，重大なリスクが存すること，損失の内容は高リターンにより得られる利益に比しても大きく非対称であり，種々のリスクもあることから，購入に際しては，株式や投資信託等に係る専門的知識・経験を十分に備えていることが求められると判示しました。

次に，原告は株式等の取引について一定程度の知識・経験を有していたものの，リスクの高い商品について，そのリスク内容を踏まえた上でなお高リターンを求めて購入するといった投資意向を有していたものとは認められないと結論づけました。

そして，最高裁平成17年７月14日判決（本誌108号９頁）の要件に従い，原告は，元本を失うことになっても問題がない程度の余裕資金を有していたとはいえないこと，前記のような投資経験や投資意向であったことから，重大なリスクを有する本件各仕組債の勧誘は，原告の意向と実情に反して，明らかに過大な取引を勧誘するものといえ，適合性原則に反し不法行為を構成するとしました。

さらに，担当者尋問の結果を踏まえ，勧誘の経緯を子細に検討し，担当者は原告にリスクを一定程度説明していたものの，むしろ高利率を強調して購入の勧誘をし，ノックイン事由が発生する可能性は低い等の相場観を述べる等を行い，その結果，原告は高利率に強く惹かれ，元本割れのリスク等を十分に理解していなかったことからすると，担当者等の説明は，原告に本件各仕組債が有する危険性を具体的に理解させる程度の説明であったとは言えないとして，説明義務違反も認めました。

損害について，判決は，未償還の日経平均デジタル・クーポン債は口頭弁論終結時に近接する参考時価評価額を基準に損失額を算定し，EB債は購入額と償還株式の売却価格の差額を損失額とし，早期償還された仕組債の償還金や利金を損失額から控除して損害額を算定した上で，原告がEB債の購入資金に充てるために解約した個人年金保険の解約手数料をも損害と認めて，３割の過失相殺にて原告の損害賠償請求を認容しました。

3　本件判決では各論点について深く踏み込んだ具体的な検討が行われていますが，担当者尋問が成功したことでかかる認定につながった印象を受けています。

松田繁三（大阪）

大阪　住友生命の「新教育保険」の不当勧誘事案について，実損害全額（満期時受取金額と払済み保険料との差額）を回復した和解事例
（大阪高裁平成25年10月23日和解）

1　住友生命の「新教育保険」（「ちびっこライフ」）に加入した際，右肩上がりに積立金が殖え満期に多額の受取金を得られるかのように記載した設計書を示され，「これだけもらえます」と説明されたため契約したのですが，満期近くになって受取金額が支払総額を下回る（元本割れする）ことが判明したため，契約者が元本割れ額の損害賠償等を求めた事案です。一審判決は住友生命に対して損害賠償を命じたものの「過失相殺と損益相殺を合わせて５割」としたので（本誌154号７頁），一審原告が控訴しました（一審被告は附帯控訴）。

2　一審原告側は，改めて控訴審でも，①本件の設計書及び説明では満期時受取金額が減少して元本割れする可能性を知り得ないから過失相殺は許されない，②当該保険契約により保険給付（保障）を受けることができた地位の金額を住友生命が明らかにしていないのに損益相殺は許されない，③募集人自身が保険の仕組みを理解していなかったこと，住友生命が募集人に十分な教育をしていなかったこと，住友生命が募集人教育用資料に誤った数値を記載し使用していたことなどから法人としての不法行為責任が認められるべき等を主張しました。結審後，裁判所に促された住友生命から一審原告の実損全額の支払をする旨の和解案の提案があり，これに遅延損害金を付加する内容で和解することとなった次第です。

3　しかし，住友生命は，本件和解が報道された後，多数の苦情が同社に寄せられたにもかかわらず，従前と同様の対応を続けています。今後，住友生命は，法令遵守体制を構築し，かつ，「ちびっこライフ」の契約について社内調査を実施して，違法・不適切勧誘が行われた事案については自ら被害回復措置をとるべきです。

4　本来，本件のような少額・多数の被害はADRで解決するのに適しており，一審原告も生命保険協会に相談しました。しかし全く取り合ってもらえず，やむなく訴訟に踏み切りました。同協会ADR（裁定委員会）のHPで公表されている類似事案の裁定を見ると，おざなりな審理で，保険に元本は観念し得ない，積立金は元本割れしていない等の理由で契約者の主張を排斥しており，ADRの機能も検証すべきと考えます。

中嶋弘（大阪）

事件情報

大阪　三井住友銀行の高齢者に対する投資信託の販売について適合性原則違反を認めた判決
（大阪地裁平成25年10月21日判決（被告側控訴））

１　本件は，平成19年７月，被告従業員に勧誘され投資信託商品（グローバルREITオープン，以下「本件投資信託」という。）を購入した高齢の兄妹（当時兄は80歳で3000万円，妹は78歳で6000万円を購入）が，上記従業員の勧誘行為は適合性の原則に違反し，説明義務違反があったから不法行為が成立するとして，被告に対し，民法715条１項に基づく損害賠償請求をした事案です。

本判決では，兄は訴訟係属中死亡し請求棄却でしたが，妹（以下「原告」という。）につき，適合性原則により請求を認容しました。

２　原告は，平成６年頃から認知症の症状が現れ，平成19年７月当時は認知症の影響で日常的な意思決定が困難であり，要介護２の状態でした。原告の資産は，兄が管理し，平成13年に被告で取引口座を開設して以降，兄の主導で兄とほぼ同時期に同じ商品を購入していましたが，本件投資信託については，購入金額の約６割の損害が発生しました。

本件投資信託は，価格変動が大きい世界各国のREIT（不動産投資信託証券）を主な投資対象として投資者の申込金を運用し，収益を分配金として投資者に還元する商品で，為替変動リスク及び価格変動リスク等があるものでした。

３　本判決は，行政の介護記録，医師のカルテ，介護業者の介護記録等詳細な立証を踏まえ，原告は，取引当時，本件投資信託の「各種リスクを理解できる状態であったとは考え難く，このような状態にある原告に本件取引を勧誘したことは，顧客の意向と実情に反して明らかに過大な取引を積極的に勧誘し，適合性原則に著しく逸脱したもの」と判断しました。

そして，認知症の影響により投資能力や判断能力を欠くが，指示された場所に署名・押印できるという状態は容易に想定できるため，確認書等にチェックや署名・押印したことは上記判断を左右しない。また，原告の認知症の状態からして，本件商品の内容やリスクはおろか，兄に取引を事実上委ねていることを認識していたかどうかさえ相当疑わしいことから，兄が原告の取引を主導していることを殊更重視することは相当でないとしました。

なお，コンタクト履歴（原告と被告の交渉記録）につき，原告がデイサービスに外出している時間帯に被告従業員と面談して発言した旨の記載が散見されたこと等から，その記載の信用性は乏しいとされました。

４　その結果，本判決は，口頭弁論終結時における評価額と購入代金との差額を損害と認め，損益相殺として受領済みの分配金を控除した後の額に弁護士費用を加算し，過失相殺を行うことなく約2055万円の損害賠償請求を認容しました。

松田繁三（大阪）

東京　カンボジアの農地使用権の売買につき，劇場型勧誘による組織的な詐欺であるとした判決
（東京地裁平成25年11月６日判決（被告側控訴））

１　本件は，事件当時69歳の女性が，電話で「カンボジアの農地使用権を１口15万円で代理購入してくれれば20万円で買い取る」「まだ土地が欲しい人がいる，もう少し買ってほしい」などという勧誘を受けて合計465万円を支払わされたことから，同使用権を販売した一次販売代理店や日本総代理店等に対して，共同不法行為に基づく損害賠償を請求した事案です。本件は，国民生活センターが，平成24年５月24日に「今度は“カンボジアの土地使用権”！依然続く劇場型勧誘－「リゾート地」「農地」の投資話にご用心－」と報道発表した案件に関するものです。

主な争点は，劇場型勧誘の違法性と，代理購入を求める勧誘業者と販売業者との共謀の有無でした。

２　劇場型勧誘の違法性について

判決は，勧誘業者が使った電話番号の契約者を特定できなかったことや全国の消費生活センターに類似の被害相談が寄せられていたことなどから，勧誘業者には，高額で買い取る意思も能力もないにもかかわらず，高額で買い取る意思があるかのように装って，原告に買い取らせたものであると認定し，このような勧誘は詐欺行為に該当し，仮にカンボジア農地使用権が実体のある権利であり，本件売買契約が適法有効な契約であるとしても，販売方法としての社会的相当性を逸脱する違法な勧誘であるとしました。

３　勧誘業者と販売業者との共謀の有無について

判決は，不詳の勧誘者が「自らが金員等を受け取るものではなく，直接的には何らの利益を得るものではないから，他に特段の事情のない限り，その代金の支払先と通じて支払先の利益を図る目的で行動していたと推認される」とし，本件では，同勧誘者，実質的に同一人物によって支配されている日本総代理店及び一次販売代理店，原告との契約締結や現金授受の役割を果たした一次販売代理店の従業員の間には，不詳の勧誘者による詐欺行為，違法な勧誘行為についての共謀が認められ，本件は，相互に意を通じてそれぞれの役割を果たす組織的な詐欺行為であるとして，共同不法行為責任を認めました（ただし，本件では，カンボジアの会社（売主）や支配人物は被告としていません。）。

４　本件被告ら関係者による被害は全国でも多数発生し，テレビや新聞でも報道されていますが，被告ら関係者は現在でも別会社を設立するなどして高齢者を狙った被害を発生させ続けています。本判決は，明確に劇場型勧誘による詐欺を認定したものであり，今後の被害の発生を食い止める有効な手段の一つになるものと思料します。

鈴木さとみ（東京）

消費者問題 文献・催事紹介

文献紹介　判例をよむ 消費者契約法関連訴訟の実務・設例Q&A－消費者契約法と特定商取引に関する法律を中心として－

2001年４月１日に施行された消費者契約法について今日まで多数の判例が集積されるに至っています。

本書では，裁判所で取り扱われる消費者契約法のみならず特定商取引に関する法律について，簡易裁判所のみにとらわれることなく，地方裁判所，高等裁判所さらには最高裁判所の判例も，消費者保護の観点から積極的に取り上げ，消費者契約法と特定商取引に関する法律の逐条ごとに分類掲載されています。

また，法律実務家及び消費者が日常の取引で疑問が生じると思われる事項について，Q&A方式で整理されています。本書は，出版社の性質上，主として裁判所関係者向けに出版されたものと思われますが，消費者契約法関連の判例を理解する上で有用な文献といえるでしょう。

B5判　420頁　4381円（税込）
発行　一般社団法人司法協会
岡崎昌吾　著

催事　2014年消費者問題リレー報告会（第19回）開催のお知らせ

日　時：2014年１月25日㈯午後０時～午後５時30分（懇親・交流会は報告会終了後～７時）
場　所：主婦会館プラザエフ・７階「カトレア」（東京都千代田区六番町15番地），最寄り駅「四ツ谷駅」
会　費：弁護士・司法書士・学者3000円，その他の方2000円
問合先：弁護士釜井英法（東京）FAX（03-5951-6944）又はメール（ikebukuroshimin@nifty.com）

消費者法ニュース発行会議主催の標記報告会を開催致します。報告されるテーマは，⑴消費者問題関連立法・政策への取組，⑵日弁連，消費者関係団体，司法書士等の活動，⑶弁護団活動など最先端の消費者問題に関するものです。報告会終了後には懇親・交流会も行います。ご参加希望の方は，１月19日までに，釜井宛に上記FAX又はメールにてお申し込み下さい。

催事　第49回　全国証券問題研究会・仙台大会

日　時：2014年１月31日㈮午前10時～午後６時，２月１日㈯午前９時～午後０時
場　所：仙台国際センター（仙台市青葉区青葉山：JR仙台駅から市営バスで約10分）
参加費：未定
問合先：弁護士西本暁（横浜）　TEL 045-663-6933

充実した内容の入門講座，証券取引（株式，投資信託，仕組債，金融デリバティブ取引等）被害救済に役立つ実践的かつ理論的なプログラム，勝訴判決報告など多数準備しています。今回は，証券事件における主張・立証上の工夫をテーマに，勝訴判決を多数獲得している弁護士によるパネルディスカッションを予定しています。なお，本研究会は，過去４大会のいずれかに参加したことがある方，あるいは地区幹事を含む直近４大会参加者２名の推薦のある方に参加資格を限定させていただいております。

催事　第71回　先物取引被害全国研究会・群馬大会

日　時：2014年３月28日㈮，29日㈯
場　所：ホテルメトロポリタン高崎（群馬県高崎市八島町222）
問合先：弁護士向来俊彦（大阪）　TEL 06-6365-9184

初日の午前には，ブラッシュアップセミナーと題して，第一線で活躍する弁護士に，初心者にもベテランにも役に立つ内容の講義をしてもらいます。また，初日の午後及び２日目には，商品先物取引や詐欺的投資被害事件の救済実務に役に立つような内容の講演・研究発表等を準備しています。そのほか，恒例となっている各地の判決・和解報告，弁護団報告等，盛り沢山の内容を予定していますので，皆さま奮ってご参加ください。

なお，参加資格は，金融商品取引業者，商品先物取引業者等，業者側の代理をされていない方に限定させていただきます。

催事　第１回「津谷裕貴・消費者法学術実践賞」授賞式及び同記念シンポジウム「消費者法25年の歩みと今後の展望―日本の消費者保護はどこまで進み，何を目指すか」

日　時：2014年３月27日㈭
シンポジウム　午後１時30分～　授賞式　午後４時～
場　所：主婦会館プラザエフ９階「スズラン」（東京都千代田区六番町15番地）
問合先：民事法研究会　TEL　03-5798-7277

本号４面から５面でご紹介しました「津谷裕貴・消費者法学術実践賞」の授賞式及び同記念シンポジウムのご案内となります。松本恒雄国民生活センター理事長による「25年における消費者法の成果と課題」の基調報告をはじめ，当委員会委員による各報告が行われた後，各報告者によるパネルディスカッションが予定されています。詳細は，ぜひ，本誌をご覧ください。

編集後記

本号が皆さまのお手元に届くころには，新しい年を迎え，気持ちも新たに仕事に励まれていることと思います。本号では「津谷賞」受賞者決定を受けた特集を組んでおります。同賞創設により，津谷元委員長の実務・学問両面における偉大な功績，情熱的な活動が改めて確認されるとともに，今後，消費者問題に取り組む弁護士にとって大きな励みになるものと思います。

消費者被害は後を絶たず，新たな課題も生じてきますが，集団的消費者被害回復訴訟制度の実現等，成果もあります。新年のこの時期，改めて，被害者の話を良く聞き，諦めず，温かい心で共に闘う活動の基本に立ち返り，今年も頑張っていきたいと思います。

佐藤由麻（仙台）

発　行：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会　〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　TEL：03-3580-9841 FAX：03-3580-2896
（「消費者問題ニュース」は再生紙を使用して作成しています。）